

令和4年川南町教育委員会第8回定例会会議録

- 1 日 時 令和4年8月23日(火) 午前9時30分～午前10時50分
- 2 会 場 川南町生涯学習センター
- 3 出席者 坂本 幹夫教育長、川添 健一教育長職務代理者、富山 美津子委員
小嶋 久美子委員、本多 京子委員
- 4 欠席委員
- 5 関係職員 山本博課長、平部至識教育対策監、橋口実課長補佐、
今井妙学校教育係長
- 6 議 事

○教育長

ただ今から令和4年川南町教育委員会第8回定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程についてお諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事を進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、申合せにより富山美津子委員を指名します。

○富山委員

はい。

○教育長

日程第2「前回の会議録の承認について」を議題とします。既に原案を配付しておりますが、会議録に記載した内容に御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、原案どおり承認することに決定しました。

○教育長

日程第3「報告事項」を議題とします。まず私から行います。1ページを御覧ください。8月の報告事項でございます。1日は、行政経営会議、午後からは教育課会議を行いました。4日に9月補正予算の町長査定が行われ、参加しました。5、6日は、延期になっていた土曜夜市が開催されました。8日は新中学校設立推進委員会の保護者、学校職員及び教育委員会職員で別府西中学校を視察してきました。(視察写真等を基に復命) 9日の宮崎県市町村連絡協議会はオンラインでの開催となり、午後から予定されていた人権教育研修会は中止となりました。10日に予定されていた県教育委員会との意見交換会も中止となりました。19日は臨時庁議があり、9月議会の議案審議が行われました。また、午後からのニューフロンティア研究会総会及び講演会については、リモートにより開催されました。21日は、新聞でも紹介されていましたジュニアJスコラーズのサマーコンサートが行われました。多くの方に御来場いただきました。昨日は、3回目のロードレース実行委員会が行われ、予定どおり行うということとなりました。本日が教育委員会定例会。25日は、義務教育課が来庁されます。また、一般質問の勉

強会が午後1時から予定されています。26日は、中部教育事務所が人事ヒアリングの1回目ということで来庁されます。29日は2学期の始業式、30日が町教頭会、31日は町校長会があります。9月に入りまして、1日が行政経営会議と教育課会議、まだ確定ではありませんが、2日から議会が開会する予定となっています。翌週には、一般質問、議案質疑が行われます。11日は中学校体育大会、16日は、教職員評価制度に伴う校長への中間ミーティングを行います。21日には、教職員人事異動方針説明会が行われます。22日は教育委員会定例会、24日からは地区中学校秋季大会が予定されています。私からは以上です。次に課長お願いします。

○課長

2ページをお願いします。

1番目、別府西中学校の視察についてです。

8月8日(月)に新中学校設立推進委員会委員及び教育課職員で視察を行ってきました。報告書を別紙にてお配りしていますので、御確認ください。

2番目、かわみなみサマーコンサートについてです。

8月21日(日)14時からサンA川南文化ホールにて開演されました。観客数は約200名でした。

第1部は、「ダ・カーポ」による思い出のうた、心のうたが披露され、第2部では、ジュニア・J・スコラーズとヴォーチェ・ブリランテによる歌、第3部では、ダ・カーポと地元合唱団の共演ステージでした。第3部の共演の中で、川南町歌が歌われ、改めて町歌の良さを感じたところです。とてもよいコンサートだったと思います。

3番目、小学校運動会及び中学校体育大会についてです。

9月11日(日)に中学校体育大会、10月2日(日)に小学校運動会が計画されています。記載のとおり、教育長、教育委員の皆様を各学校に割り振りさせていただいていますので、出席方よろしくをお願いします。

4番目、オミクロン株対応ワクチン接種についてです。

令和4年10月中旬以降にオミクロン株に対応したワクチン接種が始まる予定です。接種対象者は、初回接種を完了した全ての住民が対象になるようです。

私からは以上です。

○教育長

次に、教育対策監をお願いします。

○対策監

まず、児童生徒の状況についてであります。

児童生徒数は、合計1239名で前回の定例教育委員会の時から変更ありません。

8月に入ってから児童生徒の生命に係る事故や問題等の報告は挙がってきておりません。これは夏休みに入る前に各学校においてしっかり安全指導をしていただいた結果だと受け止めております。フロンティアルームには、現在1名の生徒が通室しております。

次に教職員の状況についてですが、前回の教育委員会定例会以降、交通違反及び交通事故の報告は挙がってきておりません。

これまでの行事につきましては、そこに掲載しているとおりでございます。

今後の行事につきましては、8月29日から町内の小中学校は2学期が始まります。翌日30日が教頭会、31日が校長先生方を対象にしたキャリア教育研修会、9月11日に町内中学校において体育大会が行われます。16日には、校長先生方を対象にした教職員評価制度に係る中間ミーティング、24日から地区中学校秋季体育大会が始まります。

その他の一つ目の丸、学習指導面についてでございます。

すでに御存じのとおり、全国学力・学習状況調査の結果が公表されましたので、平均正答数を基に本町児童生徒の実態について報告いたします。まず上の表は、小学校6年生ですが、国語は〇〇、算数は〇〇、理科は〇〇となっております。次に下の表は中学校3年生ですが、国語は〇〇、数学は〇〇、理科は〇〇となっております。このことから、4月時点の結果ではありますが、学力向上は本町の喫緊の課題であると再認識したところでございます。本年度は、町内すべての学校がリーディングスキルテストの結果を生かした読解力の向上に宮崎大学と連携しながら取り組んでおります。教育委員会としましては、この取組が来年度の全国学力・学習状況調査の結果につながっていくのではないかと期待しているところでございます。

続いて、二つ目の丸、2学期の生徒指導等の充実についてであります。先ほど、学力向上について説明しましたが、学力向上を図るためには、先生の指導の下、子どもたち1人1人が学ぼうとする気持ちを持ち、学級全体が学習する集団になっていることが条件だと考えます。つまり、そこに載せてあります生徒指導の3つの機能、授業の中で子どもの自己決定の場があり、授業を通して子どもが学級の中で十分存在感を味わい、そして多様な子どもたちの存在が認められ、受け入れられる親和的で温かい人間関係が築かれている必要があります。この生徒指導の3機能を生かした学級づくりについては、2学期が始まった直後ですので、再度30日の教頭会で先生方への指導及び啓発をお願いしようと考えているところでございます。

続きまして、三つ目の丸、学校のコロナウイルス感染症に係る対応等についてであります。別紙1ページを御覧ください。国や県のコロナウイルス感染症に係る対応等の見直しを受けまして、本町でも一部学校の対応等の見直しを行っております。その部分のみ説明させていただきます。まず、2の濃厚接触者の定義ですが、県が出している「新型コロナウイルス濃厚接触チェックリスト」に基づいて、二つ目の丸にありますように、狭く、換気の悪い空間で長時間一緒に過ごした児童・生徒・職員と変更しております。このことにより、学校生活においてこの2つの条件が当てはまることはないのです。これから先、学校には濃厚接触者が存在しなくなるものと思われまます。

続きまして、3の学校におけるコロナウイルス感染症対策の徹底についてであります。国の通知文の中でコロナウイルス感染症対策に当たって、換気を十分行うことを求めていますので、本町においても常時換気及び休み時間の空気の入れ換えを重点実践事項に変更したところでございます。5のコロナウイルス感染症の陽性者が出た場合の学校の対応についてですが、(2)のアの閉鎖規模及び閉鎖期間の判断基準を新たに設定したところでございます。のちほど、御覧ください。

マスク着用について触れます。枠の中にありますように、マスクを着用する場合は3つであります。留意事項としまして、屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほ

とんど行わない場合は、マスク着用は必要ないこと、夏場については熱中症予防の観点からマスクを外すよう指導することとしております。

最後に四つ目の丸、中間ミーティングの実施についてであります。別紙2ページを御覧ください。9月16日(金)に校長先生方を対象に中間ミーティングを実施いたします。目的は、1のところにありますように、1つは学校経営ビジョンに基づいて設定された各目標について、その内容や優先順位、具体的な遂行手順等を確認することにより、目標達成に向けて意欲付けを図ること。もう一つは、4月からの各自の取組を振り返っていただき、成果と課題を明確にすることにより、今後の実践への意欲を高めることにあります。30分という短い時間ではありますが、校長先生方と有意義な中間ミーティングができればと思っていますとところでございます。

以上で、私の説明を終わります。

○教育長

これまでの報告事項に対する質疑はありませんか。

○川添委員

別府西中のプールは屋上ということでしたが、屋根は全くないのですか。

○教育長

屋根はありませんでした。その他質疑はありませんか。

○小嶋委員

7月29日に行われた川南レインボーサミットについて、感想等あれば報告をお願いします。

○対策監

今年は、密を避けるということで、ズームによる開催となりました。笑顔あふれる学校づくりを共通テーマに、目的を達成するためには何が必要か、画面を通して、各学校で話し合いを行いました。結果、挨拶や言葉使い、相手を思いやる気持ちが大事ではないかという意見でまとまりました。レインボーサミットは、形骸化していると感じましたので、今後は、まとまった意見を地域の方に発信する仕組みを教育委員会で作らなければならないと感じたところでした。

○小嶋委員

昨年のサミットで、地域といろいろなことをやりたいと言っていたと記憶していますが、このような状況なので実施が難しかったということでしょうか。

○対策監

国光原中学校は、地域の方々と清掃活動に取り組もうと計画をしていたのですが、このコロナ禍の状況ということもあり、やむを得ず中止となりました。子ども達が思い描いたことを実現させたいという学校の思いもありますが、この状況では難しいところです。

コロナ禍の状況は、今後も続くことが予想されます。しかし、コロナ禍であっても活動できる内容を検討する段階に来ているのかと思います。地域と共に、児童生徒が地域貢献できる取り組みを構築しなければならないと考えています。

○小嶋委員

ありがとうございます。

○教育長

補足します。このレインボーサミットは、ここ数年、同じようなテーマで協議を行い、各校が独自で取り組みを行なっていましたが、ひと通りやり切った感があると感じています。これからは、未来の川南町を考える立場となり、町に対して何ができるのかを議論していくと、それぞれの地域の課題、町の課題を考える機会となり、そのことを発信していくような仕組みづくりをすることで、学校を核とした地域づくりとなっていくのではないかと考えます。

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

他に質疑がなければ報告事項を終わります。日程第4、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第1号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」御説明いたします。

報告第1号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました「専決第1号 川南町新中学校設立推進委員会委員の委嘱について」及び「専決第2号 川南町新中学校設立推進委員会委員の委嘱について」教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第1号は、「川南町新中学校設立推進委員会委員の委嘱について」、川南町新中学校設立推進委員会設置規則（令和4年川南町教育委員会規則第1号）第3条第2項の規定により委嘱するものです。

当該委員は、記載の30名です。

委員は、小中学校長、教頭、教諭、事務・図書事務、保護者で構成されています。

委嘱の期間は、令和4年6月24日から令和6年6月23日までです。

専決第2号は、「川南町新中学校設立推進委員会委員の委嘱について」、川南町新中学校設立推進委員会設置規則（令和4年川南町教育委員会規則第1号）第3条第2項の規定により委嘱するものです。

当該委員は、記載の6名です。

新たに中学校の養護教諭、小中学校図書事務及び通山小学校保護者代表者を追加するものです。

委嘱の期間は、令和4年8月1日から令和6年6月23日までです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第1号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第1号「専決処分の報告及び承認を求める

について」は、原案のとおり、承認されました。日程第5、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」御説明いたします。

報告第2号につきましては、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなく専決処分しました「専決第3号 川南町会計年度任用職員の任用について」教育委員会事務委任規則第4条第2項の規定により教育委員会の会議に報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第3号は、「川南町会計年度任用職員の任用について」、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2の規定により任用するものです。

当該職員に〇〇〇〇氏を川南町会計年度任用職員（学校支援員）に任用するものです。

期間は、令和4年8月29日から令和5年3月31日までです。

よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○小嶋委員

学校支援員の任用にあたり資格要件はありますか。

○今井係長

特にありません。

○教育長

その他質疑はありませんか。

○本多委員

そもそも学校支援員とは、どのような業務を担うのですか。

○今井係長

特別支援学級に在籍する児童生徒に対して、学習面ではなく生活面の支援を行うために配置しています。児童生徒すべてに1人ずつ配置しているわけではありません。交流学級での授業等があり、サポートが必要な場면을時間割で確認しながら業務に当たってもらっています。

○課長

現在、各小中学校に12名配置しています。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから報告第2号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、原案のとおり、承認されました。日程第6、議案第1号「川南町教育委員

会事務局職員の処分について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第1号 職員の処分についてです。

次のとおり、川南町教育委員会事務局職員の処分をするものです。

対象職員は、〇〇〇〇と〇〇〇〇で、両者とも処分は、「注意する。」となります。

理由については、別紙資料のとおりです。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○小嶋委員

町長部局時の行為を教育委員会で処分するということですか。

○教育長

現所属で処分を行うことになっています。

○小嶋委員

処分は注意するとなっていますが、他にも処分内容はあるのですか。

○課長

その他、重い処分内容のものもあります。

○教育長

その他質疑はありませんか。

○川添委員

この二人は、処分の対象となっていることを知っているのですか。

○課長

はい。今回の案件に関わった全ての者から聞き取りを行い、この二人に注意が妥当との結論が出たようです。

○教育長

その他質疑はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから議案第1号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

[全員が挙手]

全員賛成と認めます。したがって、議案第1号「川南町教育委員会事務局職員の処分について」は、原案のとおり可決されました。日程第7、議案第2号「就学学校指定変更申請の承諾について」を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

○課長

議案第2号「就学学校指定変更申請の承諾について」御説明いたします。

川南町通学区規則（平成25年川南町教育委員会規則第12号）第4条の規定に基づき、申請のあった就学学校指定変更申請について承諾するものです。

就学学校指定変更申請書は、別紙のとおりです。

申請者は、父親の〇〇〇〇氏で、児童生徒は兄弟二人です。

まず、一人目は、〇〇〇〇さんです。小学校5年生です。

指定された学校は、〇〇小ですが、〇〇小学校に変更を希望するものです。

就学する希望期間は、令和4年8月22日から令和6年3月31日までです。

二人目は、〇〇〇〇さんです。小学校3年生です。

指定された学校は、〇〇小ですが、〇〇小学校に変更を希望するものです。

就学する希望期間は、令和4年8月22日から令和8年3月31日までです。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○教育長

以上で提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○富山委員

小規模特認校制度は、年度初めの申請が基本かと思っていましたが、何か理由があり今の申請になったのでしょうか。

○今井係長

この申請者は、引っ越しをされたことにより、今とは違う小学校へ通学する必要が出てきましたが、現学校に通いたいとの希望がありました。しかし、引っ越しに伴う申請では、学年末までの許可となることから、小規模特認校制度を活用し、卒業までを認めていただきたいということです。

○富山委員

小規模特認校制度は、新入生に限る制度ではなかったですか。

○課長補佐

富山委員の言われるとおり、要綱には新入生に限るとなっていますが、ただし書きに教育委員会が認める場合は、この限りではないとの規定がありますので、今回、議案として提案させていただいております。

○教育長

その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで質疑を終わります。これから議案第2号について、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の委員は挙手願います。

〔全員が挙手〕

全員賛成と認めます。したがって、議案第2号「就学学校指定変更申請の承諾について」は、原案のとおり可決されました。日程第8「その他」に入ります。まず事務局から連絡等があればお願いします。

○課長

ありません。

○教育長

教育委員の皆様から、何かございませんか。

○川添委員

ロードレースは行うこととなりましたが、申し込み期限はどうなっていますか。

○課長

まだ正式に決まっていますが、例年と比べると少し遅くなりそうです。

○教育長

その他質疑はありませんか。

○小嶋委員

体育大会の観覧についてです。招待を受ければ喜んで行かせてもらいますが、他町では、保護者の観覧に制限をかけているところもあると聞いています。教育委員等来賓ではなく、保護者の方を優先するようにしてください。

○教育長

わかりました。その他質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

他になければ次回定例会の日程についてお諮りします。今回は、9月22日としてよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしということで、次回定例会の日程につきましては、9月22日木曜日9時30分から行うことに決定しました。これで、令和4年第8回川南町教育委員会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

上記は、川南町教育委員会のでん末に相違ないことを証明する。

令和4年9月22日

川南町教育委員会 教育長 坂本 幹夫

川南町教育委員会 教育委員 富山 美津子